時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千九百七十一號　金曜日
明治廿四年三月廿七日（壬子）
舊暦辛卯二月十八日
日出午前五時三十七分　日入午後五時五十七分
月出午後七時三十三分　月入午前六時三十二分
滿潮午前六時四十三分　午後六時五十七分
（西暦一千八百九十一年）

時事新報定價

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊せず其代價遞送料廣告料は左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

超然主義

今の内閣は自から稱して超然主義ありと云ふ蓋し超然主義は現内閣の發明に非ず伊藤伯曾て之を唱へ黒田伯之れを行ひ續て今の山縣内閣に至りて益々その實を見たるものゝ如し抑も超然主義とは如何なる主義なるや其意味を解すること頗る困難なりと雖も單に其字義に據りて之を解すれば唯物外に逍遙して世間の事物に頓着せざることなる可し蓋し今の日本の政黨なるものは稱して政黨と云ふと雖も其實は種々樣々の原因より發生して形を成し其主義綱領の外に自から一種の事情あるものなれば一たび之に關係するときは却て面倒を生ずることを免れず左れば政府は斯る雜物の外に脱して何れの政黨政派にも關係せず又自から黨派を造らざるの覺悟は一時の難義を免るゝの好方便と考へたることあらんなれども其考は實際に果して當を得たりしや否や當期の國會の成行は即ち其當否を試驗するの好機會にして當局の人々も自ら發明したることあらんのみ右は單に政黨の一事なれども若しも政府が飽くまでも超然主義を守り物外に逍遙して事に頓着せず社會の事情は知るが如く知らざるが如く聞くが如く聞かざるが如くにし唯政府の手心のみを以て事を處するときは其結果は如何なる可きや德川の封建政治の如きは取りも直さず超然の手段にして社會の利害は之を聞見しながら態と耳目の外に置き間接に政府の手心を行ひたるものにて例へば諸大名中に壓制の主人ありて其治下の人民を苦しめ聞くに忍びざるの殘酷を行ひ人民は之に堪へずして中央政府に直訴するに至り政府も亦常に此種の注意に怠らずして事實は既に明白なりと雖も其訴は叱して之を斥け毫も聞かざるが如くにし却て他年に至り他事を以て其國主を罰することあり又國内の米穀年々豐作にして人民は米の多きを訴へて其處置に苦しめども政府にては毫も與り知らざるものゝ如くにして意外の邊より大坂に米相場所を設くるなど其處置は單に政府の手心次第にして超然主義の神髓を得たるものと云ふ可し左れば此主義は古代の治風、民をして知らしめざるの趣意としては其功大なりしことならんなれども今日の實際に於ては到底行はる可きものに非ず抑も今の政治上に重きを成すものは智德財產に外ならずして國中の智德財產に富めるものは所謂中等社會の人々なれば若しも政府が超然主義を執りて人民の利害は聞くが如く聞かざるが如く單に其手心を以て事を處すると同時に人民も亦國に對して超然主義を守り銘々の智德財產に由りて他を顧みず唯銘々の利害を謀るのみにて物外に逍遙し政府は政府たり我れは我れたりとて毫も國事に關係せざるにも至らば國政は全く政府と下等人民との間に歸し智德財產の重きを成すものなくして政の品位はますます卑に就かざるを得ず凡そ國の政體は人の身體に均しく其健康にして長命ならんことを願はしければ即ち政體の鞏固なるものにして國家幸福の爲めには其鞏固を謀ること專一なれども若しも智德財產に富める中等社會の人々が全く物外に超然して政治に關係せずして之に關係するものは單に無財有志の政論家のみなるときは政體の鞏固は到底望む可らずと知る可し左れば所謂超然主義なるものは今の政黨に對する方便としても其實行の覺束なきものなれども國家の大計上に於ては益々その不都合を悟る可きなり

官報

○大藏省令第五號

明治二十四年（一月）勅令第三號ニ據リ造幣局及各稅關ニ係ル民事訴訟ニ付テハ造幣局長當該稅關長ニ國ヲ代表スル權利ヲ委任ス

明治廿四年三月廿六日　大藏大臣伯爵松方正義

大藏省令第五號參照

勅令第三號（明治二十四年一月七日官報）抄錄

第三條　特別ニ地方機關ヲ有スル各省大臣ハ省令ヲ以テ民事訴訟ニ付國ヲ代表スルノ權利ヲ之ニ委任スルコトヲ得

○司法省告示第四十四號

山口地方裁判所管內柳井津區裁判所ニ於テ左ノ期日ノ通民事裁判事務ヲ取扱フ

二月　四月　六月　九月　十一月　各十五日間

明治廿四年三月廿六日　司法大臣伯爵山田顯義

○遞信省告示第八十一號

東京市內へ左ノ郵便爲替取扱所ヲ設ケ來ル四月十六日ヨリ爲替受拂ノ事務ヲ取扱ハシム

明治廿四年三月廿六日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

東京市神田區神田小川町郵便爲替取扱所
同　日本橋區日本橋通郵便爲替取扱所

雜報

○大津通信（三月十六日發）

諸會社の種類　滋賀縣下現在の諸會社の種類を聞くに商業諸會社にて資本を株式に分割したるもの二十社、同株式に分割せざるもの九社、農業諸會社にて資本を株式に分割したるもの五社、同株式に分割せざるもの一社、工業會社及び製造所にて資本を株式に分割したるもの八社、同株式に分割せざるもの十四社なりといふ○**近江麻布と濱縮緬**　近江麻布は追々氣節に向ひたるを以て原料麻總は前月來稍や高直を顯はし商況は未だ活潑ならざるも底意強し去月中旬品の製造高は疋物一萬四千二百三十三疋此代金二萬六千五百一圓五十九錢七厘、反物一萬五千六百十九反此代金一萬八千百六十圓五錢、種類は紺花大縞、小縞、九八、絲入縞、廣掛地、木立縞、半晒、赤苧縞、絨子等にして現在製造者の數は一千五十五人、職人七千百六十六人あり又濱縮緬は近頃に至り減切り氣配付き尙ほ生絲の騰貴に隨て二三分方上向きたり去月は機織工の休業月にて製品少なく製造高僅に大廣五百十五疋、西勝五百卅五疋、遍八丈物百六十六疋、同六丈物百七十七疋、同三四丈物三千百五十反、同絹縮一反なりしと云ふ○**大海原倚義氏**　今度大嶋々司に任ぜられたる大海原倚義氏は目下江州彥根に滯留中なるか來る二十三四日頃同地出發赴任の途に就くよし尤も今回は同氏一人にて家族は當分彥根に殘し置く由○**招魂祭の準備**　曩に報せし如く來る四月十五日より十七日まで三日間大津御幸山紀念碑前にて執行する招魂祭に付き祭典委員及び事務處理の順序等を定め總監岩崎小二郎（滋賀縣知事）內藤正明（步兵第九聯隊長）の兩氏より委員長には遠山規方、總務係長には横尾平太、委員には尾崎種弘、溝部惟幾、齋藤秋夫、澤田正弘の諸氏に囑托せり○**撿査米の俵數**　滋賀縣米質改良組合取締所にて去る二月中撿査したる米穀の俵數は一等米九百二十一俵、二等米一萬六千七百十九俵、三等米一萬八千二百九十俵、四等米三千七百九十六俵、五等米五百六十九俵、等外米五十四俵、糯米一千二百二十一俵合計四萬一千五百七十俵にして精米は粳一萬三千八百七十四俵、糯四百九十六俵合計一萬四千三百七十俵なりと○**養蠶傳習**　滋賀縣勸業協會にては今度春季養蠶幷に製種法傳習の爲め男女を問はず年齡十五年以上の者三十名を募集する筈なりしが桑樹發芽の都合もあれば多分來る四月中旬頃より實施するよしなり

○全國各地經濟社會の近況（昨日の續）

廣嶋の近況　當縣下は昨秋非常の豐作なりしも細民は前年來の喰込みにて當春に至るも相變らず困弊を免れず尤も縣下地方稅の事業にて十三線路の道路開鑿（此金額十餘萬圓）工事に着手したる爲め夫々可なりの職業を得て生活の道丈けは付きたるより乞食の如きは至て尠なし又中等以上の農家は少しく懷合も暖まりたるものゝ如く隨て耕地の價格著るしく上進し今日の處は需用者のみにて賣却するもの甚だ稀なり左れば商業も活潑と云ふ程にもあらざれども甚だしき不景氣にもあらずして人氣はよき方なり彌よ廣嶋紡績會社も昨年五月以後休業中の處今回二萬圓の借入を爲し近日より事業を始むるの都合にて先頃迄三圓より二圓八九十錢迄下落したる同株式（十圓拂込）も目下三圓五六十錢位に引戻したる程なれば今後の市況は多少望あるが如し

水戶の近況　昨年米穀の豐作は大ひに農家を潤をしたるものと見え昨今春暖と共に市況も亦春色を呈し一體の商家は何れも相應の商內ある內にも取別け古着商は最も景氣よく昨今不景氣恢復の時機到來せりとて一般に喜色あるが如く賣買相場は何品に拘らず概して一割方の騰貴を現したり

福井の近況　當地方は北國の常とて氣候遲く快晴の日のみは春らしく思はるれど時々雨雪を降して諸事休止の姿なれば未だ本年の景氣如何を卜すべきにあらざれども目下の現狀は昨年米作の豐饒ありし爲め農家の經濟向き幾分の餘裕を得たることは疑なき事實なれども積年の疲弊にて所謂燒石に水たるを免れず殊に當地方の農家は冬期專ら繩莚の製造に從事し米穀に次ぐべき產物なるが昨冬以來非常の下落を來し殆んど藁と價を等ふするに至り之れ[illegible]爲め事情甚だ

困難の點少か
る暗景色にて
なき位なれば
漁村の細民は
の運に至らざ
農民のみを得
陸、三丹、因伯
なれば幾分か
目下は航路未
り左れど西下
早三週間を出
ば其上は商機
ず騰貴の望な
もあらざるべ

○九州鐵道會社
事の延長を中止
中の箇所は何れ
たる第七回拂込
く概算十四五萬
總會に持出さん
の延長を中止し
今更社債を起す
たる上是非必要
の事あらば何と
起さるゝ樣豫め
策あるべしとて

○各種公債證書
る去る二月二十
總計八千九百五
財產の分二千零
八百九十四萬五
萬九千三百四十
百九十五圓あり

○倫敦に於ける
十一日付を以て
告は昨年十二月
週間目は市況不
二週間目に入り
る第三週間目に
ありしが第四週
分強味ありし而
如し

商　況

廿四年二月

日本
ベンガル
マトラス
緬甸
東印度其他
合計（以上倫敦）
同（リヴアプール）

日本米相庭立たずべ
片より八志暹羅米七志

○元山の商況
より二月二十三
商況は本月間
にして內輸入九
七十四圓再輸出
四萬四千八百七
に比すれば其減
の商況前月と異
は一に朝鮮歷年